

検 査 課	昭和45年10月14日	同	山本 寿延
		同	山形 利男
		同	圓井 潔
		同	遠藤 寿雄
		同	山本 寿延

4 指摘事項
総務管財課

(1) 賃貸借契約に基づき一括して支払いしている県外事務所等の敷金、保証金、協力費(金)などの整理がなされていない。鳥取県債権管理事務取扱規則により適確に記録整理されたい。

(2) 県庁舎周辺整備のため不動産(土地)4,564.74㎡を実測により取得(購入)していたが、所有権移転登記は台帳面積4,120.42㎡で登記していた。早急に地積訂正の登記手続をされたい。

(3) 国有地との交換を条件として、鳥取県営林署周辺整備のため隣接民有地520.92㎡を取得(購入)していたが、国有地との交換が不成立のまま現在に及んでいる。該土地は既に営林署庁舎の敷地として使用されているので、早急に賃貸借契約を締結する等適切な措置を講ぜられたい。

広報文書課
人 事 課
特記事項なし。
職員厚生課

(1) 鳥取県職員互助会に対して10,581,000円の補助金を交付していたが次の点に留意し、鳥取県補助金等交付規則の定めるところにより適正

な事務処理をされたい。

ア 事業実績報告が決算書のみ提出され、実施した事業内容及び事業成果が報告されていない。補助金交付申請の際、提出した事業計画に対応する事業実績報告書を徴されたい。

イ 補助金交付申請書による補助対象事業費37,148,000円に対して、事業実績報告書の補助対象事業費は52,527,340円となっており、補助対象事業費が大きく変更されているにもかかわらず、あらかじめ知事の承認がなされていない。

ウ 補助金の交付にあたり、必要な交付条件が付されていない。補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付するとともに、この補助事業は将来継続して行なわれるものと思慮されるので、補助金交付要綱を制定することについてあわせて検討されたい。

財 政 課	1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
地 方 課		鳥取県東京事務所		昭和45年10月8日		山形 利男
検 査 課						圓井 潔
						遠藤 寿雄
						山本 寿延
						山形 利男
						圓井 潔
						遠藤 寿雄

鳥取県大阪事務所 昭和45年6月2日 同 同

鳥取県北九州事務所 昭和45年10月2日 監査委員 山形 利男

同 同 圓井 潔

4 指摘事項

東京事務所

(1) えびす寮の利用料金は、分任出納員が直接現金を持ち運びして出納員に引き継ぎしているが、事故を防止するため会計規則第21条第4項の規定に基づき収納するよう検討されたい。

大阪事務所

北九州事務所

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県自治研修所 昭和45年4月8日 監査委員 圓井 潔

同 同 奥田憲太郎

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県東部県税事務所 昭和45年8月4日 監査委員 山形 利男

同 同 圓井 潔

同 同 遠藤 寿雄

同 同 山本 寿延

鳥取県中部県税事務所 昭和45年7月17日 監査委員 山形 利男

同 同 圓井 潔

同 同 遠藤 寿雄

鳥取県西部県税事務所 昭和45年7月24日

同 同 山本 寿延
同 同 山形 利男
同 同 遠藤 寿雄

4 指摘事項

東部県税事務所

中部県税事務所

西部県税事務所

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

県 民 課 昭和45年10月26日 監査委員 山形 利男

同 同 圓井 潔

同 同 遠藤 寿雄

企画開発課 昭和45年10月26日 監査委員 山形 利男

同 同 圓井 潔

同 同 遠藤 寿雄

交通対策課 昭和45年10月26日 監査委員 山形 利男

同 同 圓井 潔

同 同 遠藤 寿雄

統計課 昭和45年10月28日 監査委員 山形 利男

4 指摘事項

県 民 課

特記事項なし。

企画開発課

(1) 中海地区新産業都市建設協議会の運営負担金として、島根県に197,061円を一般会計から支出しているが、これは、中海地区新産業都市建設協議会特別会計設置の趣旨からして、一般会計から当該特別会計にいったん繰入れして、当該特別会計から負担金として支出するのが適当である。

交通対策課
統計課
特記事項なし。

1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
厚生援護課	昭和45年9月21日	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄
婦人児童課	昭和45年10月13日	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄
同和对策課	昭和45年9月17日	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄
保 険 課	昭和45年9月22日	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄

国民年金課

昭和45年9月22日

監査委員 山形 利男

衛 生 課

昭和45年10月26日

監査委員 山形 利男

医 務 課

昭和45年10月28日

監査委員 山形 利男

予 防 課

昭和45年10月26日

監査委員 山形 利男

環境保全課

昭和45年10月26日

監査委員 山形 利男

4 指摘事項

厚生援護課

(1) 老人福祉法に基づいて、居住地を有しないか又は明らかでない老人を米子市が白身荘に収容保護した措置費に対する県負担金について、137,944円の交付決定を行ない、そのうち108,366円を概算交付しているが、実績報告書を徴していない。鳥取県補助金等交付規則に基づ

いて実績報告書を徴し負担金の額の確定を行なわれない。
婦人児童課

(1) 保母修学資金貸付規則の運用について、次の点を留意されたい。

ア 貸付金の滞納については、「鳥取県債権管理事務取扱規則」に基づき督促を行なうこと。

イ 正当な理由がなく、毎月修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、同規則第14条の規定に基づき延滞利子を徴収すること。

ウ 同規則第12条第4号(その他履行の猶予をする必要があると知事が認めるとき。)の規定に基づき返還の債務の履行猶予について、次のようなものを猶予していることは適当でない。本規定の運用については厳重に取り扱うこと。
なお、履行猶予の期間についても、同一事由にもかかわらず2年～3年猶予しているが、いたさらに長期にわたらないよう留意して債権の確保にとめること。

(ア) 県外の施設に勤務していることを理由とするもの。
(イ) 結婚により財政困難を理由とするもの。
(ウ) 就職直後で財政困難を理由とするもの。

同和対策課

(1) 部落解放同盟県連合会に対して補助金400,000円を交付しているが、補助事業のうちの一部について内容に著しい変更があつたにもかかわらず、そのまま補助金の額の確定をしている。事前に補助事業の内容の変更承認申請書を徴して、その承認の手続きを行なうべきである。

保 険 課

国民年金課
衛生課

特記事項なし。

医 務 課

(1) 看護職員充足対策事業として貸付けている修学資金の返還については、次の事項を留意のうえ債権の確保を図られたい。

ア 修学資金の滞納にかかるとについては、「鳥取県債権管理事務取扱規則」に定める督促を行なうこと。

イ 正当な理由がなく、毎月貸付金を返還しなかつたときは、「保健婦、助産婦看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則」第15条の規定に基づき延滞利子を徴収すること。

予 防 課

(1) 母子保健推進員の設置に伴う交付において、町村の実績報告書が一部未提出にもかかわらず、厚生省に実績報告書を提出しているが、このような事務処理は厳に慎まされたい。

(2) 身体障害児、結核児童および未熟児にかかる医療の給付の申請に必要とする課税証明については、画一的に徴することなく、申請人の所得状況に応じて、最小限の関係機関の証明を徴して、住民にいたづらに余分な手数をかけないよう留意されたい。

環境保全課

特記事項なし。

- 1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
- 鳥取県東部福祉事務所 昭和45年6月22日 監査委員 山形 利男

同 圓井 潔

<p>鳥取県中部福祉事務所 昭和45年 5月27日</p> <p>同 同 同 同</p> <p>同 同 同 同</p> <p>鳥取県西部福祉事務所 昭和45年 6月11日</p> <p>同 同 同 同</p>	<p>更生相談所 同 圓井 潔</p> <p>鳥取県精神薄弱者 同 圓井 潔</p> <p>更生相談所 同 圓井 潔</p> <p>鳥取県立身体障害者 同 圓井 潔</p> <p>更生指導所 同 圓井 潔</p>
<p>同 遠藤 寿雄</p> <p>同 山形 利男</p> <p>同 圓井 潔</p> <p>同 遠藤 寿雄</p> <p>同 奥田憲太郎</p> <p>同 山形 利男</p> <p>同 圓井 潔</p> <p>同 遠藤 寿雄</p>	<p>同 圓井 潔</p> <p>同 圓井 潔</p> <p>同 遠藤 寿雄</p> <p>同 奥田憲太郎</p> <p>同 山形 利男</p> <p>同 圓井 潔</p> <p>同 遠藤 寿雄</p> <p>同 奥田憲太郎</p>
<p>4 指摘事項</p> <p>各福祉事務所</p> <p>(1) 寡婦福祉資金のうちの結婚資金の貸付について、貸付申請書の添付書類として、婚姻する者が寡婦が現に扶養している子であることを証明する書面を要することとなっているが、これの添付がないものに貸付している。適当な貸付事務をされたい。</p> <p>東部福祉事務所</p> <p>(1) 児童福祉費負担金および母子福祉資金償還金の滞納については、滞納整理票により整理をしのぎ確かな債権管理をされたい。</p> <p>西部福祉事務所</p> <p>(1) 母子福祉資金のうちの修学資金の貸付について、貸付申請書の添付書類として、在学証明書を要することとなっているが、入学試験の合格証明書によつて貸付しているものがある。適正な貸付事務をされたい。</p>	<p>1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者</p> <p>鳥取県立母来寮 昭和45年 5月27日 同 圓井 潔</p> <p>鳥取県中央児童相談所 昭和45年 4月6日 同 圓井 潔</p> <p>鳥取県吉兒童相談所 昭和45年 4月10日 同 圓井 潔</p> <p>4 指摘事項 特記事項なし。</p>
<p>1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者</p> <p>鳥取県身体障害者 昭和45年 4月21日 同 山形 利男</p>	<p>1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者</p> <p>鳥取県吉兒童相談所 昭和45年 4月10日 同 圓井 潔</p> <p>同 同 同 同 圓井 潔</p> <p>同 同 同 同 遠藤 寿雄</p> <p>同 同 同 同 奥田憲太郎</p> <p>同 同 同 同 山形 利男</p> <p>同 同 同 同 圓井 潔</p> <p>同 同 同 同 遠藤 寿雄</p> <p>同 同 同 同 奥田憲太郎</p>

鳥取県米子児童相談所昭和45年 4月15日 監査委員 山形 利男

同 圓井 潔
同 遠藤 寿雄

4 指摘事項

中央児童相談所
倉吉児童相談所
特記事項なし。

米子児童相談所

(1) 児童福祉法第27条の規定により、養護施設に措置した児童が一時帰省した場合の措置停止通知書による措置停止期間と養護施設から請求のあつた措置費(委託料)の措置停止期間の異なつていものがあつたので留意されたい。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県婦人相談所 昭和45年2月13日 監査委員 山形 利男

同 圓井 潔
同 遠藤 寿雄
同 奥田憲太郎

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県立喜多原学園 昭和45年5月25日 監査委員 山形 利男

同 遠藤 寿雄
同 奥田憲太郎

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県立皆成学園 昭和45年7月15日 監査委員 山形 利男

同 圓井 潔
同 遠藤 寿雄
同 山本 寿延

4 指摘事項

(1) 収容児の医療をうける場合に、扶養義務者が社会保険に加入しているもので、その遠隔地級扶養者証の交付をうけるのが遅延しているものがあつたので留意されたい。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県立積善学園 昭和45年2月18日 監査委員 山形 利男

同 圓井 潔
同 遠藤 寿雄
同 奥田憲太郎

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県立整肢学園 昭和45年5月25日 監査委員 山形 利男

同 遠藤 寿雄
同 奥田憲太郎

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県鳥取保健所	昭和45年4月9日	監査委員	奥田憲太郎	鳥取県立厚生病院	昭和45年8月3日	監査委員	山形 利男
鳥取県郡家保健所	昭和45年4月9日	監査委員	奥田憲太郎			同	同
鳥取県浜村保健所	昭和45年4月21日	監査委員	山形 利男			同	同
		同	圓井 潔			同	同
		同	奥田憲太郎			同	同
鳥取県倉吉保健所	昭和45年4月22日	監査委員	山形 利男			同	同
		同	圓井 潔			同	同
鳥取県米子保健所	昭和45年5月20日	監査委員	山形 利男			同	同
		同	遠藤 寿雄			同	同
鳥取県根雨保健所	昭和45年5月21日	監査委員	山形 利男			同	同
		同	遠藤 寿雄			同	同
4 指摘事項							
特記事項なし。							
1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者					
鳥取県衛生研究所	昭和45年4月7日	監査委員	圓井 潔				
		同	遠藤 寿雄				
		同	奥田憲太郎				
4 指摘事項							
特記事項なし。							
1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者					
鳥取県立中央病院	昭和45年8月3日	監査委員	山形 利男				
		同	圓井 潔				
		同	遠藤 寿雄				
		同	山本 寿延				

4 指摘事項

- (1) 期間外費用 876,473 円を予算措置をしないで執行していることは適当でない。(厚生病院)
- (2) 資本的収支において、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,630,667円を未収金の運用で措置したとすることは適当でない。(厚生病院)
- (3) 診療報酬患者自己負担分の未収金で昭和43年度以前発生分は、中央病院6,051,614円(685件)、厚生病院898,414円(50件)となつている。これらの回収促進について、特に中央病院においては格段の努力をされたい。
- (4) 物品の購入にかかると契約事務については、従来の慣習による便宜的な処理が多く、公会計の原則とする競争契約が等閑視されている傾向にあるので、合法的な事務処理のうえ、物品購入の効率的運用を図られたい。(両病院)
- (5) 補助金を財源の一部として取得した有形固定資産の減価償却額の算出において、地方公営企業法施行規則第8条第4項の規定の適用について統一を図られたい。(両病院)
- (6) 県立高等看護学院管理規則第23条の規定に基づく学生の治療費の一部負担について均衡を失しないよう検討されたい。(両病院)
- (7) 社会保険診療報酬支払基金等に対する未収金として、昭和43年度分

が1,966,625円ある。これは、支払基金等からの過誤調整額の処理等に誤りがあるためのもので、この原因を究明するとともに、診療報酬の調定事務を的確にされたい。(中央病院)

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
商工指導課 昭和45年9月18日 監査委員 山形 利男
同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同

商工振興課 昭和45年9月18日 監査委員 山形 利男

労政課 昭和45年9月16日 監査委員 山形 利男

職業安定課 昭和45年9月16日 監査委員 山形 利男

観光課 昭和45年9月22日 監査委員 山形 利男

4 指摘事項

商工指導課

(1) 特別会計中小企業近代化資金貸付金で、納期内に納入されないものの債権管理事務の行なわれていないものがあつた。「鳥取県債権管理事務取扱規則」の規定により、適正に処理されたい。

商工振興課 労政課 職業安定課 観光課 特記なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県工業試験場 昭和45年4月6日 監査委員 山形 利男

4 指摘事項 特記事項なし。 同 同 同 同 同 同 同 同

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県倉吉専修職業訓練校 昭和45年4月22日 監査委員 山形 利男

職業訓練校 同 同 同 同 同 同 同 同

4 指摘事項

特記事項なし。

鳥取県米子専修職業訓練校 昭和45年4月27日 監査委員 山形 利男

同 同 同 同 同 同 同 同

<p>1 監査実施箇所名 鳥取県内職公共 職業補導所</p> <p>2 監査執行年月日 昭和45年5月14日</p> <p>3 監査執行者 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄 同 奥田憲太郎</p>	<p>登 糸 課 昭和45年10月6日 監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 林 務 課 昭和45年10月6日 監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄 造 林 課 昭和45年10月6日 監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 水 産 課 昭和45年10月28日 監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 耕 地 課 昭和45年10月5日 監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄</p>
<p>4 指摘事項 特記事項なし。</p> <p>1 監査実施箇所名 農政企画課</p> <p>2 監査執行年月日 昭和45年10月26日</p> <p>3 監査執行者 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄 同 山本 寿延</p>	<p>4 指摘事項 農政企画課</p> <p>(1) 財団法人鳥取県農業開発公社の借入金の利子に対し、利子補給金11,982円を交付しているが、この補助金の決定をしたときは、その決定の内容および必要な条件を具体的に補助事業者に明示する必要があるにもかかわらずこれがなされていない。将来本事業に対して継続的に補助することが予想される場合には交付要領等を定め処理する必要がある。</p> <p>農業指導課 農業振興課 特記事項なし。 農産園芸課</p>
<p>農業指導課 昭和45年10月9日 監査委員 山形 利男 同 遠藤 寿雄</p> <p>農業振興課 昭和45年10月9日 監査委員 山形 利男 同 遠藤 寿雄</p> <p>農産園芸課 昭和45年10月16日 監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄 同 山本 寿延</p>	
<p>畜 産 課 昭和45年10月12日 監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄 同 山本 寿延</p>	

(1) 鳥取県経済農業協同組合連合会に対し、野菜優良系統選抜は設置事業で138,000円(事業費417,000円)の補助金を交付しているが、補助金の交付申請書は昭和44年9月10日にされ、その交付決定通知は昭和45年2月27日に行なわれている。補助金の交付申請および交付決定通知は事前主義を原則としており、これらの処置は早期に行なうべきである。

畜産課
蚕糸課
林務課

特記事項なし。
造林課

(1) 鳥取県緑化推進委員会が実施した緑化運動、緑化奨励、募金事業等に対し、補助金400,000円を交付しているが、この交付申請書ならびに実績報告書に記載されている事業計画(事業実績)は、事業種目の懸況説明のみで補助対象事業費に対応する事業量の記載がないのに交付決定ならびに補助金の額の確定を行なっていることは適当でない。

水産課
耕地課

特記事項なし。

1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	鳥取地方農林振興局	昭和45年8月6日	同	山形 利男	同
			同	圓井 潔	同
			同	遠藤 寿雄	同
			同	山本 寿延	同

八頭地方農林振興局 昭和45年8月4日 監査委員 山形 利男

同 圓井 潔

同 遠藤 寿雄

同 山本 寿延

倉吉地方農林振興局 昭和45年7月16日 監査委員 山形 利男

同 圓井 潔

同 遠藤 寿雄

同 山本 寿延

4 指摘事項
鳥取地方農林振興局

(1) 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例に基づき、木材業者および製材業者の登録事務を行なっているが、ほとんど更新期経過後の申請であり、なかには8か月を経た後に継続更新の申請書を受理しているものがある。適期な申請、登録を受けるよう業界に対し本制度の趣旨徹底を図るよう強力な指導をされたい。

八頭地方農林振興局

(1) 土地改良費、賃金624,500円の支出済額中、農地総務費(農業土木

調査費)において支出すべき79,500円を本費で支出していることは適当でない。

(2) 果樹園造成事業で、八東町日下部地区に3.7haの柿園造成工事に要した事業費2,022,000円に対し補助金500,000円を交付しているが、実地調査したところ、園地に至る既設道(約80m)は約1.80mの中員で、将来拡中計画の予定が立てられていない状況において、中員4mの園内道が施行されていたが、施行部分にかかる園内道設置の効果が減殺されているものと認められる。従つて、このような状況のもとにおける該補助申請に対して、これを補助事業として採択することは、補助金の効率的執行を図る上からして適当でない。

(3) 水稲共同育苗供給施設設置事業ほか12補助事業で、市町村、農業協同組合および各種組合に補助金44,587,734円(内、単県補助事業6件3,010,800円)を交付しているが、その補助金の交付決定通知をみると、例えば「水稲共同育苗供給施設設置要領に定めるところによる」とのことのみで、いづれも前記事項以外は何んらの補助条件が付されていない。間接補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条で補助金等の交付の条件を、さらに同法施行令第4条で事業完了後においても従うべき条件を付することになつている。また、鳥取県補助金等交付規則第8条第2項および第3項で、補助金の「交付決定通知書には、交付決定の内容及び補助金等の交付の条件を記載しなければならない。」ことになつている。補助金の交付決定にあつては、補助金等の交付目的を達成するため、補助目的に従いそれぞれ補助条件を付して交付決定を行なうべきである。

(4) 「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」違反の状況を毎月農林部長に報告

することになつており、2月分の違反として「カスミ網により小鳥を捕獲した者」1名がいることを警察署より通知を受けているが違反者の住所、氏名および違反内容等が記録されていない。警察署から連絡を受けた場合でも上記のほか必要事項を詳記して上司に報告すべきである。

倉吉地方農林振興局

(1) 梨作況調査を委託料51,000円をもつて委託契約し、これを支出しているが、委託料にかかる算定基礎がないまま前記委託料を約定していることは適当でない。明確な基礎に基づいて算定した委託料の額で約定すべきである。

(2) 保育事業で、賃金の予算合達のない時期に境界測量、植栽地測量等のため1か年間の雇用向を行ない雇用のつどその賃金を支出しているが、支出の原因となる雇用向は支出負担行為であるので、該支出負担行為は当該予算の令達の範囲内で行なうべきである。

(3) 桑園集団化事業で、三朝町福山地区に事業費3,114,000円をもつて施行する桑園造成工事に対し補助金380,000円の交付決定通知を行なつたところ、その後、造成地の権利関係の調整がつかないため補助事業を廃止し、補助事業者からその廃工届がなされているがこれに対し鳥取県補助金等交付規則第11条に基づくその承認を行なっていない。また、補助金の交付決定の取消通知をせず、補助金の額の確定を行なつていることは適正でない。補助事業の廃工届があつた場合は、同規則第11条によりその承認を行ない、かつ、すでに補助金の交付決定通知をしている額について、同規則第20条第3項により当該補助金の交付の決定の取消通知を発すべきである。

(4) 県農道整備事業で、東伯町別宮地区および赤碓町別所地区に延長1,200m、全市員3mの農道開設工事の施行に要した事業費4,800,000円に対し補助金1,680,000円を2町に交付しているもので、当該補助農道は、単県土地改良事業実施要領第5で「農道の有効市員は3m以上であること。ただし、知事が必要と認めるものにあつては、2m以上とする」という原則規定(例外規定)を定めているが、その例外規定を根拠にして前記2か所の農道市員は3mと設計されている。いかなる事由で全市員3mの施行を要するものであるかの記載がないままこれを認めていることは同要領第5の原則規定に照し適當でない。このような場合は、有効市員3m以上では施行できない事由を記載した書面を提出させ、その承認手続をとらせるべきである。

(5) 「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づく知事の権限に属する事務のうち第4条(甲乙丙三種の狩猟免許の交付)、第12条(鳥獣の捕獲若しくは鳥類の卵の採取の許可証の交付)、第13条(捕獲した鳥獣の飼養許可証の発行)の事務は地方農林振興局長の専決事項であり、これがため知事印を押した当該証書を事前に相当枚数送付されているが、その保管方法および事務処理が適切になされていない。

米子地方農林振興局

(1) 農協合併助成事業で、鳥取県農林団体組織整備助成条例第2条第1項に基づき「合併農協に対し、合併に關する調査研究のために要した経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費」として補助金100,000円(定額)を交付しているが、その補助金の交付申請書ならびに実績報告書には同条例第2条第1項に定める「合併に關する調査研究のために要した経費(内容)」が記載されていない。前記

提出書類には同条例第2条第1項に定める「合併に關する調査研究のために要した経費」を記載した書類を添付させ、これに基づき補助金の交付にかかる適否の審査、決定および補助金の額の確定等補助金交付事務の適正を期するよう留意されたい。

(2) 木材業者および製材業者の登録は鳥取県木材業者及び製材業者登録条例第3条および第4条の規定に基づき「事業開始後30日以内又は有効期間満了の日(毎年3月31日)までに登録申請を知事に提出しなければならぬ。」ことになつてはいるが、その申請書を見ると4月に受理したものの85件(52.5%)、5月以降に受理したものの77件(47.5%)となつてはいる。適期に申請するよう適切な指導をされたい。

日野地方農林振興局

(1) 揮発油税財源身替農道整備事業で、日南地区に施行した工事は工期6月20日から12月25日までに完成してはいるが、用地取得契約は工事完成直前の12月1日付けで締結し、支払は全筆とも所有権移転登記未済のまま翌年1月12日に支払つてはいるけれども、これらについて今後次の点に留意されたい。

ア 用地取得の契約は、工事着手前に完了すべきものであること。

イ 代金支払は、売買契約第4条第1項の規定どおり登記完了後原則とし、同条第2項ただし書の規定は安易に適用すべきでなく、特に必要と認められる事案については承認をとるようになされたい。

(2) 揮発油税財源身替農道整備事業で、江府地区に施行した工事についても用地取得契約は12月25日の工事完成後の翌年1月16日に締結してはいるが、工事着手前に完了すべきものであること。

各地方農林振興局

(1) 単県助成にかかる補助金の交付にあたり、補助事業完了後または検査完了後において補助金を概算払により交付しているものがあるが、補助金の概算交付の特質あるいは補助金の概算払制度趣旨の運用上からして前記状況のもとにおける概算払による補助金の交付手続は非効率でその実益は認められない。早く実績報告書を渡し、すみやかに補助金の額の確定を行ない精算払による補助金の交付手続をすることが適当である。

(2) 保安林の保全のための保安林保護巡視委託契約を各市町村長と締結しているが、その事業計画をみると巡視期間が8月から翌年3月31日までとし、その間適宜巡視することになつてはいる。保安林の風水害および火災、盗伐等人為的侵害を防止するためには年間を通じて巡視する必要があると思われるので年度当初から契約を行ない巡視できるよう検討されたい。

鳥取、倉吉、米子地方農林振興局

(1) 農業倉庫整備事業で、鳥取市農業協同組合ほか9組合が農業倉庫建築に要した事業費255,026,643円に対し補助金6,000,000円を交付した当該事業の検査は振興課職員が行なっているが、その検査調書を見ると、当該倉庫が補助要領に定める基準に達するものであるかどうかについて施設設備の検査およびその記録が行なわれていない。また設計書および工事施行の適否の判定のできる技術者は配置されておらず、補助事業者から提出された書類をそのまま認めている実情である。建物、構造物の検査は総務部検査課に依頼して行なう配意が必要である。

1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	鳥取県気高農業		昭和45年5月29日		監査委員 山形 利男

改良普及所	同	圓井 潔
鳥取県東伯農業改良普及所	昭和45年5月26日	監査委員 山形 利男
改良普及所	同	遠藤 寿雄
鳥取県西伯農業改良普及所	昭和45年5月26日	監査委員 山形 利男
改良普及所	同	遠藤 寿雄
同	同	奥田憲太郎

4 指摘事項

鳥取県気高農業改良普及所

(1) 土木部所属の田島取土木出張所気高駐在所(土地374㎡、建物174.9㎡)を、鳥取県公有財産事務取扱規則(第8条)に定める所属換の事務手続を行なわずして現在当普及所が使用しているが、同規則に定める所定手続を早期に行なうべきである。

鳥取県東伯農業改良普及所

(1) 農業改良普及費(短期生活教室開設事業)で、会場借上料4,000円、家計記帳手当5,000円を支出しているが、いずれも所長に支出負担行為の手続をとらず、支出側の決裁によつて支出していることは適正でない。

鳥取県西伯農業改良普及所					
特記事項なし。					
1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	鳥取県農業試験場		昭和45年4月7日		監査委員 山形 利男

(本場)

昭和45年 5月20日 同 園井 潔

(西伯分場)
昭和45年 6月12日 同 遠藤 寿雄
(日南試験地)

同 奥田憲太郎

4 指摘事項

(1) 農業構造改善事業等の補助事業において、土壌の定性分析などを補助事業者から依頼を受け、または、補助事業者または特定の者から農業改良普及所が前記分析の依頼を受け、同所はそれをさらに当場に依頼して、これを当場がその土壌の分析検査を行なっているが、その手数料は徴収していない。これらの土壌の分析検査は、特定の者のためにするものであると解されるので、農業試験場依頼分析手数料条例に基づき当該手数料を徴収すべきものである。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県果樹試験場 昭和45年 4月13日 同 園井 潔
同 園井 潔
同 遠藤 寿雄

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県食品加工研究所 昭和45年 6月10日 同 園井 潔
同 園井 潔

4 指摘事項

(1) 当所において二十世紀梨のC A貯蔵梨外 4 点の生産物を190,875円で

売却処分しているが、これらの売却価格の評定は生産費を基礎として算定されているものの年度当初に決定したものの、あるいは6か月〜8か月以前に決定されているもの等その価格が現状にそぐわない面が見受けられるので売却に当っては妥当な価格の評定により決定する必要がある。また本貯蔵梨は鳥取県果実農業協同組合連合会との間に委託販売契約を締結しこれに基づいて販売を行なっているが約契書によると「乙は甲より受領した生産品の販売状況を精算書により速かに甲に報告しなければならぬ。」また販売金額は「乙が市場において売却する妥当な価格」となっているにもかかわらず精算書による報告がなく、上記価格評定決定額で出荷日付で蔵入の調定を行なっているが調定は精算書の報告に基づいて額を確定するものであるから適法な事務処理をされたい。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県畜産試験場 昭和45年 4月13日 同 園井 潔
同 園井 潔
同 遠藤 寿雄

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県中小家畜試験場 昭和45年 4月27日 同 園井 潔
同 園井 潔

4 指摘事項

(1) 肉用雌種鶏の制限給餌に関する試験のための鶏卵 400 個を国立種畜

場から購入ふ化し、うち123羽のひなを生産しているが、生産報告簿による実績数量をみると、鶏卵購入数量を「生産数量」として処理している。生産報告の時期については「農林水産関係試験研究機関等における生産品事務取扱要領の制定について」の通知により処理された。

1	鳥取県畜産試験場	昭和45年5月27日	監査委員	山形 利男
2	鳥取県立農業経営	昭和45年4月28日	監査委員	山形 利男
3	鳥取県立農業経営	昭和45年4月28日	監査委員	山形 利男
4	鳥取県立農業経営	昭和45年4月28日	監査委員	山形 利男
1	鳥取県立農業経営	昭和45年4月28日	監査委員	山形 利男
2	鳥取県立農業経営	昭和45年4月28日	監査委員	山形 利男
3	鳥取県立農業経営	昭和45年4月28日	監査委員	山形 利男
4	鳥取県立農業経営	昭和45年4月28日	監査委員	山形 利男

同 奥田憲太郎
 同 監査委員 山形 利男
 同 保健衛生所 同 圓井 潔
 同 指摘事項 同 圓井 潔
 鳥取県鳥取家畜保健衛生所

(1) トリコモナス病および種雄牛の精液検査と検査に係る証明書が発行について鳥取県家畜保健衛生所条例第5条によつてその使用料を各々50円徴収（トリコモナス病の検査とその証明書発行、各々9件900円。種雄牛の精液検査とその証明書発行、各々12件1,200円）している。同条例第5条（別表）では、「試験検査料1件につき200円以内」、「文書料1件につき100円以内」と規定されているが、現状では前記徴収額（50円）は適正な額と思料されないので検討善処されたい。

鳥取県倉吉家畜保健衛生所
 特記事項なし。

鳥取県米子家畜保健衛生所
 (1) 当所職員が開拓地において家畜診療を行ないその所要の診療費は家畜共済診療点数によりこれを算定し、50,859円を徴収しているが、前記診療点数により徴収額を算定する根拠はない。鳥取県家畜保健衛生所条例の別表に定めるところを根拠として該使用料は徴収すべきである。

1	鳥取県畜種畜場	昭和45年5月26日	監査委員	山形 利男
2	鳥取県畜種畜場	昭和45年5月26日	監査委員	山形 利男
3	鳥取県畜種畜場	昭和45年5月26日	監査委員	山形 利男
4	鳥取県畜種畜場	昭和45年5月26日	監査委員	山形 利男

4	指摘事項 特記事項なし。								
1	1 監査実施箇所名 鳥取県楠検定所	2 監査執行年月日 昭和45年6月10日	3 監査執行者 山形 利男						
4	指摘事項なし。								
1	1 監査実施箇所名 鳥取県林業試験場	2 監査執行年月日 昭和45年5月14日	3 監査執行者 山形 利男						
4	指摘事項 特記事項なし。								
1	1 監査実施箇所名 鳥取県水産試験場	2 監査執行年月日 昭和45年6月22日	3 監査執行者 山形 利男						
4	指摘事項 特記事項なし。								
1	1 監査実施箇所名 鳥取県宮滝港漁市場	2 監査執行年月日 昭和45年5月18日	3 監査執行者 山形 利男						
4	指摘事項 特記事項なし。								
1	1 監査実施箇所名 鳥取県久米ヶ原 土地改良事業所	2 監査執行年月日 昭和45年7月17日	3 監査執行者 山形 利男						
4	指摘事項 特記事項なし。								
1	1 監査実施箇所名 管 理 課	2 監査執行年月日 昭和45年10月16日	3 監査執行者 山形 利男						
4	指摘事項 特記事項なし。								
1	1 監査実施箇所名 道 路 課	2 監査執行年月日 昭和45年10月8日	3 監査執行者 山形 利男						
4	指摘事項 特記事項なし。								
1	1 監査実施箇所名 都市計画課	2 監査執行年月日 昭和45年10月14日	3 監査執行者 山形 利男						
4	指摘事項 特記事項なし。								
1	1 監査実施箇所名 都市開発課	2 監査執行年月日 昭和45年10月7日	3 監査執行者 山形 利男						
4	指摘事項 特記事項なし。								
1	1 監査実施箇所名 河 港 課	2 監査執行年月日 昭和45年10月7日	3 監査執行者 山形 利男						

砂防課	昭和45年10月7日	同	同	圓井 潔	利男
		同	同	圓井 潔	利男
		同	同	遠藤 寿雄	利男
建築課	昭和45年10月15日	同	同	圓井 潔	利男
		同	同	遠藤 寿雄	利男
		同	同	山本 寿延	利男

4 指摘事項

管理課

(1) 土地開発基金で県庁周辺整備のための土地取得にあたり、この需用計画書の提出、土地取得計画の決定、通知等の手続きがとられていなかった。

「鳥取県土地開発基金の管理について」の通知により適正に処理されたい。

道路課

都市計画課

都市開発課

河港課

砂防課

特記事項なし。

建築課

(1) 県営住宅の退居届後の検査の結果、障子、ふすまの張替えおよび畳

の修繕等を入居者に命じた場合、この確認が行われていないものが見受けられたが、住宅の明け渡し日（家賃計算の終期）にも影響するので確認を励行するよう留意されたい。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県鳥取土木出張所 昭和45年6月28日 監査委員 山形 利男

同 同 同 遠藤 寿雄

鳥取県郡家土木出張所 昭和45年5月15日 監査委員 山形 利男

同 同 同 圓井 潔

同 同 同 遠藤 寿雄

同 同 同 奥田憲太郎

鳥取県倉吉土木出張所 昭和45年5月29日 監査委員 山形 利男

同 同 同 圓井 潔

同 同 同 奥田憲太郎

鳥取県米子土木出張所 昭和45年6月12日 監査委員 山形 利男

同 同 同 圓井 潔

同 同 同 遠藤 寿雄

鳥取県根雨土木出張所 昭和45年5月22日 監査委員 山形 利男

同 同 同 遠藤 寿雄

4 指摘事項

(1) 県営住宅の退居届後の検査の結果、障子、ふすまの張替えおよび畳の修繕等を入居者に命じた場合、この確認が行われていないものが見受けられたが、住宅の明け渡し日（家賃計算の終期）にも影響するので確認を励行するよう留意されたい。（倉吉・米子）

(2) アスファルトプラントを昭和44年10月4日に検収していたが、これ

を願付けるプラント台および整地等の関連工事が遅延したため、年度末に至るまで遊休の状態にあつた。

関連工事の進捗を考慮して適期に発注をするよう、予算の効率的執行に留意されたい。(根雨)

- 1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県佐治川治水ダム 昭和45年7月21日 監査委員 山形 利男
建設事務所 同 圓井 潔
同 遠藤 寿雄

- 4 指摘事項
特記事項なし。

- 1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
出納室 昭和45年10月12日 監査委員 山形 利男
同 圓井 潔
同 遠藤 寿雄
同 山本 寿延

- 4 指摘事項
(1) 集中管理事業費のうち、役務費、光熱水費の振替事務がかなり遅延しているので、この割当および振替事務を簡素化して能率的に処理するよう検討されたい。

- 1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
企業局 昭和45年7月22日 監査委員 山形 利男
同 圓井 潔
同 遠藤 寿雄
- 4 指摘事項

(1) 各事業で、相当額の予算流用、科目更正等が行なわれているが、早期見通しをたてて計画的な予算執行をするよう留意されたい。

(2) 埋立事業で雇入した車輛(ジープ)1台を、電気事業(春米発電所)で常時使用しているが、埋立事業が不用であれば電気事業へ譲渡等をするよう検討善処されたい。

- 1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
議事事務局 昭和45年10月29日 監査委員 山形 利男
同 圓井 潔
同 遠藤 寿雄

- 4 指摘事項
特記事項なし。

- 1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
総務課 昭和45年10月15日 監査委員 山形 利男
同 圓井 潔
同 遠藤 寿雄
同 山本 寿延

- 教職員課 昭和45年10月15日 監査委員 山形 利男
同 圓井 潔
同 遠藤 寿雄
同 山本 寿延

- 指導課 昭和45年10月13日 監査委員 山形 利男
同 圓井 潔
同 遠藤 寿雄
同 山本 寿延

社会教育課	昭和45年10月27日	監査委員	山形 利男	報報告の補助対象経費は467,570円となっている。補助金交付の補助条件として補助事業の内容、その他申請にかかる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないことになっているが、承認手続がとられていない。補助条件にしたがつて適正な事務処理をされたい。 (3) 文化施設建設のための寄附金300,000円が進入で受け入れられていたが、寄附金として収入すべきである。 体育保健課 福利課 特記事項なし。			
体育保健課	昭和45年10月27日	監査委員	山形 利男				
		同	圓井 潔				
		同	遠藤 寿雄				
		同	山本 寿延				
		同	山本 寿延				
		同	遠藤 寿雄				
		同	圓井 潔				
		同	山本 寿延				
		同	山本 寿延				
4 指摘事項				1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者	
総務課				鳥取県教育研究所	昭和45年4月6日	監査委員	山形 利男
教職員課						同	圓井 潔
指導課						同	遠藤 寿雄
特記事項なし。						同	奥田憲太郎
社会教育課							
(1) 鳥取藩史7巻の内昭和44年度に第1巻及び第2巻を各500部を刊行(印刷)して鳥取図書館へ一括交付していたが、保管換の手續がなされていぬ。鳥取県物品事務規則の定めるところにより適正な事務処理をされたい。				1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者	
(2) 鳥取県PTA総連合会に対して200,000円の補助金を交付していたが、補助金交付申請書による補助対象経費522,000円に対して事業実				鳥取県立鳥取図書館	昭和45年4月8日	監査委員	圓井 潔
				鳥取県立米子図書館	昭和45年4月16日	監査委員	山形 利男
						同	圓井 潔
						同	遠藤 寿雄
4 指摘事項							

鳥取図書館

特記事項なし。

米子図書館

(1) 図書館の利用規程で貸出利用中の資料を紛失、汚損若しくは損したときは、利用者がこれを弁償することとし、弁償は同本又は代本としてしているが、弁償させた図書の入力が寄附物品として処理されることは適当でない。鳥取県物品事務取扱規則第47条の規定により亡失物品として取扱うようにされたい。

(2) 米子市から借り入れている当館の敷地の貸借契約を締結することについては、前年度定期監査で指摘したところであるが未契約となっている。早急に契約を締結されたい。

(3) 境港市から昭和44年度100,000円相当の図書の委託を受けることとし、昭和45年1月末現在99冊の図書を受領して管理しているがこれが取扱が明確でない、既存の図書館利用規程を整備し、寄託図書の取扱を明確にされたい。

1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
鳥取県立鳥取 東高等学校	昭和45年6月23日	監査委員 山形 利男 遠藤 寿雄
鳥取県立鳥取 西高等学校	昭和45年6月22日	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄
鳥取県立鳥取 商業高等学校	昭和45年2月16日	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄

鳥取県立鳥取 工業高等学校	昭和45年2月13日	同	奥田憲太郎
鳥取県立鳥取西 工業高等学校	昭和45年2月16日	同	山形 利男 圓井 潔 遠藤 寿雄 奥田憲太郎
鳥取県立鳥取 農業高等学校	昭和45年8月6日	同	山形 利男 圓井 潔 遠藤 寿雄
鳥取県立岩美 高等学校	昭和45年2月19日	同	山本 寿延 山形 利男 圓井 潔 遠藤 寿雄
鳥取県立智頭 農林高等学校	昭和45年5月15日	同	山形 利男 圓井 潔 遠藤 寿雄 奥田憲太郎

鳥取県立青谷 高等学校	昭和45年5月29日	監査委員 同	山形 圓井	利男 潔	鳥取県立米子 高等学校	昭和45年4月28日	同	山本 圓井	寿延 利男
鳥取県立倉吉 高等学校	昭和45年5月28日	監査委員 同	山形 圓井	利男 潔	鳥取県立米子 西高等学校	昭和45年4月28日	同	山形 圓井	利男 潔
鳥取県立倉吉 西高等学校	昭和45年4月10日	監査委員 同	山形 圓井	利男 潔	鳥取県立米子 南商業高等学校	昭和45年4月28日	同	山形 圓井	利男 潔
鳥取県立倉吉 農業高等学校	昭和45年7月15日	監査委員 同	山形 圓井	利男 潔	鳥取県立米子 工業高等学校	昭和45年6月11日	同	山形 圓井	利男 潔
鳥取県立倉吉 産業高等学校	昭和45年5月28日	監査委員 同	山形 圓井	利男 潔	鳥取県立境高等学校	昭和45年5月19日	同	山形 圓井	利男 潔
鳥取県立倉吉 工業高等学校	昭和45年7月15日	監査委員 同	山形 圓井	利男 潔	鳥取県立境港 高等学校	昭和45年5月19日	同	山形 圓井	利男 潔
鳥取県立由良 育英高等学校	昭和45年5月28日	監査委員 同	山形 圓井	利男 潔	鳥取県立根雨 高等学校	昭和45年5月21日	同	山形 圓井	利男 潔
鳥取県立養良 農業高等学校	昭和45年7月24日	監査委員 同	山形 圓井	利男 潔	鳥取県立日野 産業高等学校	昭和45年6月12日	同	山形 圓井	利男 潔
					鳥取県立鳥取聾学校	昭和45年4月8日	同	山形 圓井	利男 潔

4 指摘事項 同 奥山憲太郎
各県立学校

(1) P T Aの所有にかかる財産並びに物品が各県立学校に相当件数あるが、現実に学校が使用し、管理していることにかんがみこれを県へ寄附採納を行ない維持管理に遺憾のないようにされたい。

鳥取農業、青谷、倉吉東、倉吉産業、米子南商業高等学校
(1) 校舎の改装並びに修繕工事等で予定価格調書を作成せず入札(見積)を執行していたが、会計規則第127条(第137条で準用)の定めるところにより予定価格調書を作成されたい。

鳥取東、鳥取商業、鳥取工業、岩美、八頭、倉吉産業、山良育英、養良農業、境水産、根雨、日野産業高等学校、豊学校
(1) 卒業生等から寄贈を受けた物品を、正規の寄附受納手続を行なうことについては、前年度の定期監査で指摘したところであるが、未だその手続がなされていない。鳥取県物品事務取扱規則第9条の定めるところにより受納手続をとられたい。

鳥取工業、倉吉工業高等学校
(1) 使用不能となつた備品を不用品として決定し、不用品処分同書に原材料として使用する旨を附記して使用していたが、他の用途に使用する場合は、鳥取県物品事務取扱規則第26条の規定により分類換えの手続きを行なうようにされたい。

鳥取農業、智頭農林高等学校
(1) 種豚が病死したためこれを不用品として棄却処分が付されていたが、このような場合は物品事務取扱規則第46条の定めるところにより、事

故物品として処理することが適當である。

鳥取西高等学校
(1) 授業料の納期内収入率は定時制が88%で低調である。納期内収納にいつそう努力されたい。

鳥取農業高等学校
(1) 生産品処理簿の記載が適正でない。生産品の報告及び引継ぎは生産品処理簿により生産主任が実習主任を経て行なうことに留意し、県立高等学校実習特別会計取扱要領の定めるところにより、適正な事務処理をされたい。

岩美高等学校
(1) 生徒の休学許可で許可年月日が明確に記録されていないものがあつた。授業料の徴収にも関連するので明確にされたい。

青谷高等学校
(1) 授業料免除決定者の既納授業料を払い戻すのに歳入歳出の手続きによらず払い戻しをしていたが、鳥取県会計規則の定めるところにより正規の事務処理をされたい。

倉吉農業高等学校
(1) 生産品(豚)の年間販売契約を締結していたが、契約書に価格は大阪市場前日の枝肉上物の中値の65%掛けとなつているにもかかわらず、一定重量を超過したものについては、契約と異つた安い価格で取り引きされていたことは適當でない。留意されたい。

養良農業高等学校
(1) 分収造林として管理されている演習林は、学校長名義で大山町長及び淀江町長と夫々契約を締結しているが、校長名義で契約を締結して

いることは適当でない。知事名儀で契約を締結し、地上権設定の登記を行なうようにされたい。

米子東高等学校

(1) 当校に架設されているピンク電話の加入者は鳥取県名儀となつてい
るが、特殊公衆電話契約に基づき手数料21,060円が県の歳入として収
入されていない反面、基本料金及び附加使用料12,600円が歳出予算か
ら支出されていない。事務処理を適正にされたい。

(2) 米子市富士見町4丁目262の1番地の教職員住宅敷地337.19㎡が行
政財産として財産台帳に登録されているが、普通財産に分類換えを行
ない管理されたい。

米子南商業高等学校

(1) 当校の借用実習地(水田1,080㎡、畑1,967㎡)は農業科の廃止に
伴い不用となつているので、早急に解約の手続きをとられたい。

(2) 物品(備品、動物、生産品)が西部農業高等学校へ引継ぎされてい
るが、その手続きが行なわれていない。鳥取県物品事務取扱規則第27
条の定めるところにより保管換の手続きをされたい。

(3) 教室間仕切工事を随意契約により107,970円で実施していたが、当
該工事の設計金額は107,930円となつてい。設計金額を超過した契
約を行なうことは適当でない。契約事務を厳正にされたい。

米子工業高等学校

(1) 三相誘導電圧調整器他10点が不用品として処分されたいが、不用品
処分同意書に金属部分は売却処分に付することとなつていいるが、売却さ
れていない。早急に売却処分にされたい。

境高等学校

(1) 当校の暖房設備(ボイラー)はPTAで設置し、県費でボイラー技
師を雇用して使用していたが、寄附受納がなされてい。早急に寄
附受納手続を行ない施設の維持管理に遺憾のないようにされたい。

日野産業高等学校

(1) 宿直代行員2名に対し勤務1回付600円の報酬以外に1人1回300
円の賃金を支払いしていたが適当でない留意されたい。

(2) 石油類(灯油)で単価契約(1ℓ当り14円50銭)より高い価格(1
ℓ当り15円)で購入していたが適当でない。善処されたい。

(3) 不動産(牧場)499,785㎡を取得(購入)していたが、この内402,
687㎡については所有権移転登記未済となつてい。早急に登記を完了
されたい。

また、購入は実測面積によつていたが、登記簿の97,098㎡について
は、台帳面積75,738㎡で登記をしていたので早急に地積訂正の登記を
されたい。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県立米子皆生学園 昭和45年4月18日 同 園井 利男

4 指摘事項
特記事項なし。 同 園井 彦雄

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
人事委員会事務局 昭和45年6月17日 同 園井 利男

同 同 同 園井 彦雄

同 同 同 園井 彦雄

4	指摘事項 特記事項なし。	同	山本 寿延	鳥取県浜村警察署	昭和45年 2月20日	監査委員 同	山形 利男 圓井 潔 遠藤 寿雄 奥田憲太郎				
1	監査実施箇所名 地方労働委員会事務局	2	監査執行年月日 昭和45年 9月16日	3	監査執行者 山形 利男 圓井 潔 山本 寿延	鳥取県倉吉警察署	昭和45年 2月20日	監査委員 同	山形 利男 圓井 潔 遠藤 寿雄 奥田憲太郎		
4	指摘事項特 記事項なし。	1	監査実施箇所名 警 察 本 部	2	監査執行年月日 昭和45年10月29日	3	監査執行者 山形 利男 圓井 潔 山本 寿延	鳥取県米子警察署	昭和45年 5月25日	監査委員 同	山形 利男 遠藤 寿雄 奥田憲太郎
1	指摘事項 特記事項なし。	1	監査実施箇所名 鳥取県岩美警察署	2	監査執行年月日 昭和45年 2月19日	3	監査執行者 山形 利男 圓井 潔 遠藤 寿雄 奥田憲太郎	鳥取県溝口警察署	昭和45年 4月14日	監査委員 同	山形 利男 圓井 潔
	鳥取県鳥取警察署		昭和45年 2月17日		監査委員 山形 利男 圓井 潔 遠藤 寿雄 奥田憲太郎	鳥取県坂警察署	昭和45年 4月14日	監査委員 同	山形 利男 圓井 潔		